

# 江戸川東リトルシニアチーム規約

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本チームは、江戸川東リトルシニアチーム（以下チームという）と称する。

### (目 的)

第2条 本チームは、リトルシニア関東連盟（以下連盟という）規定に則り健全な社会性を養い、野球を通じ少年・少女に国際人として強健な身体と健全な精神を育てることを目的とする。

### (事務局)

第3条 本チームの事務を処理するため、事務局を設け事務局長宅に置く。

### (活 動)

第4条 本チームは第2条の目的達成のために次の活動をする。

- (1) 練習・試合等は原則として土曜日・日曜日・祝日とする。但しチームの状況に応じた平日練習はこれを妨げない。
- (2) 1月と8月の合宿
- (3) 宿泊遠征
- (4) その他チームの目的達成に必要な事項

## 第2章 入 会

### (入会・退会)

第5条 本チームへの入会に際しては、目的に賛同し、次に定める手続きによらなければならない。

- (1) 連盟規定に定められた年齢及び住所に関する条件に当てはまる少年少女で所定の選考を経たうえで入会できる。
- (2) 入会許可を受けた者は、入会金を納める。
- (3) 入会許可を受けた者は、連盟登録料を納める。
- (4) 入会許可を受けた者は、チーム規定のユニフォーム一式を用意すること。
- (5) 入会許可を受けた者は、所定の書類を用意し、住民票を添えて事務局へ提出する。  
(個人情報については、連盟登録・選手登録以外使用しません。又安全管理いたします。)
- (6) 入会許可を受けた者は、連盟規定により傷害保険に加入する。  
(万一の場合は、加入保険金にて対応することとし、チームとしては金銭的な負担は負わない。)
- (7) 父母はチーム遠征時の引率支援ならびにチームで定める当番・グランド整備等の協力をう。

### (退 会)

第6条 本チームを退会する場合は退会届を事務局を通じ会長に提出する。

- (1) 会長は支部を通して連盟へ送る。
- (2) 特別な理由が無く会費の納入が滞ったとき。

## 第3章 会 費

### (会 費)

第7条 本チームの会費は前月末日までに会計管理のチーム口座に振り込み入金する。

- (1) 会費は車輌費を含む。

(兄弟のいる家庭は車輌費は1家庭とする、3年生は8月より12月まで別途会費を納める。)

- (2) 既納の会費等拠出金品は、その理由の如何を問わず原則これを返還しないものとする。

## 第4章 罰則・除名

### (罰 則・除名)

第8条 下記の事項に該当する場合は、役員会により警告・謹慎・除名を命じる。

- (1) 勉強を怠り父母の言うことを聞かない者。
- (2) 規則・礼儀を守れずチームワークを乱す者。
- (3) 非行に奔る者。
- (4) 選手及びその父母が、本チームの名誉を毀損又は趣旨目的に反するような行為並びに秩序を乱す行為のあったとき。

## 第5章 役 員

### (役 員)

第9条 本チームに次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
事 務 局 長	1名
審 判 長	1名
会 計	1名
会 計 監 査	1名
理 事	若干名

### (選 出)

第10条 役員選出

- (1) 会長は年次総会前の役員会においてこれを選出し、年次総会の承認を受ける。
- (2) その他の役員は、会長が指名し任命した者とする。

### (顧 問)

第11条 顧問選出

- (1) 本チームに名誉会長、顧問を置くことができる
  - (2) 会長は役員会に諮り名誉会長、顧問を委嘱する。
- (監督・コーチ・スコアラー・審判員)

第12条 監督・コーチ・スコアラー・審判員

- (1) 会長は役員会の承認を得て監督・コーチ・審判員を任命する。
- (2) 監督はスコアラーを任命する。
- (3) 監督・コーチは一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会・リトルシニア関東連盟・本チームの旨をよく理解し、役員とよく連携の上チームの指導にあたる。

### (任 期)

第13条 役員任期

- (1) 役員の任期は1年間とする。ただし再任は妨げない。
- (2) 任期が満了しても後任者が就任するまでは職務を行う。

### (職 務)

第14条 役員職務

- (1) 会長は本チームを統括代表し、会務を掌る。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 顧問は会長の諮問に応じて意見を答申する。

- (4) 事務局長は事務事項一切を管理し本チーム運営に支障なきを期す。
- (5) 事務局長は事務局補佐を置くことができる
- (6) 審判長は審判部を統括する。
- (7) 会計は本チームの財務一切を管理し、現金は確実な銀行等に預け入れ保管する。
- (8) 会計監査は年1回以上会計を監査し役員会に報告する。
- (9) 理事はチーム運営の協力をする。

## 第6章 会議

(会議)

第15条 会議は役員会と総会とする。

(役員会)

第16条 役員会は、役員全員をもって構成し、下記の事項を審議する。

- (1) 事業計画案及び予算案に関する事項
- (2) 事業計画及び決算に関する事項
- (3) 本規約の改定
- (4) その他必要と認められる事項

(総会)

第17条 総会は年1回開催し、会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第7章 会計

(会計)

第18条 本チームの会計は次の各項を以て構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第19条 本チームの事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が計画編成し、役員会の審議を経て総会の議決を得なければならない。

(収支決算及び事業報告)

第20条 本チームの事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長が作成し、事業報告とともに会計監査の意見を付し、役員会を経て総会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第21条 本チームは必要ある時は役員会の決議により特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第22条 本チームの会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

## 第8章 解散

(解散及び残余財産の処分)

第23条 解散

- (1) 本チームの目的達成の継続が不可能となった場合解散する。
- (2) 前項により解散する場合は、役員会の審議を経て総会において会員の3分の2以上の同意を得なければならない
- (3) 解散の時に存する残余財産の処分については、役員会の議決を得なければならない。

## 第9章 梯 則

### (施 行)

第24条 この規約は2013年2月2日より施行する。

制定 1977年1月28日

改正 1989年10月6日

改正 1995年10月10日

名称改正 1997年3月1日

改正 1998年10月25日

改正 2001年9月1日

改正 2010年1月31日

改正 2012年1月30日

改正 2013年1月19日

改正 2015年2月22日

改正 2017年2月26日

### (細 則)

第25条 この規約施行についての細則及び、会費は役員会の決議をもって別に定める。